

## 公益財団法人全国高等学校体育連盟 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.zen-koutairen.com/governance/>

原則	審査項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本連盟は高等学校生徒の健全な発達を促すために、体育・スポーツ活動の普及と発展を図ることを目的とした全国組織である。従って高等学校教育における運動部活動の一層の充実とその延長線上にある全国高等学校総合体育大会の円滑な実施を主要な事業と位置づけ運営している。</li> <li>・現在、少子化傾向が加速し同時に学校における働き方改革を背景にした部活動改革が進められている。この状況を受け、本連盟では、運動部活動の一層の充実を目的として平成30年5月に「運動部活動作業部会」を設置、諸課題改善に向けた検討・協議を重ね、令和5年度全国高校総体より「部員不足に伴う複数校合同チーム」を9競技種目において出場可能としている。本部会で協議された内容については、関係の会議を通して関係組織に対し周知している。</li> <li>・主催大会であるインターハイの諸課題（暑熱対策、経費削減・規模縮小等）解決に向け、令和6年度より課題精査および対策立案・導入実施に向け関係組織と連携の上プロジェクトを編成し協議検討を進行中。</li> <li>第2期となる令和8・9年度は、各設定課題に共通する「規模の適正化」や「固定開催競技の拡大」の2点を軸として検討を進める計画。</li> </ul>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的として「役・職員倫理規程」を定め本連盟のWEBページに公開している。また、当該規程の実効性確保のため倫理委員会を設けている。</li> </ul>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<p>以下に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・競技専門部規程</li> <li>・会員に関する規程</li> <li>・役員等選任の規則</li> <li>・評議員選定委員会運営細則</li> <li>・評議員会運営規則</li> <li>・理事会運営規則</li> <li>・理事の職務権限規程</li> <li>・経理規程</li> </ul>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本連盟では上記項目に記載のとおり、法人の運営に関する関係規程は既に整備し本連盟HP上に公開している。</li> </ul>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	<p>以下に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款 第7章33条、34条</li> <li>・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程</li> <li>・服務規程（本連盟職員対象）</li> <li>・給与規程（本連盟職員対象）</li> <li>・退職給与規定（本連盟職員対象）</li> <li>・育児・介護休業等に関する規定</li> </ul>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	<p>以下に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款 第4章、第7章29条、30条</li> <li>・経理規程</li> <li>・資金運用規程</li> <li>・寄附金取扱規程</li> <li>・会員に関する規程 第8条</li> </ul>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<p>以下に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員に関する規程</li> </ul>

原則	審査項目	自己説明
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本連盟では新規入職者に対し、関係する他の規程と共に「役・職員倫理規程」・「服務規程」を配付し、法人職員としての行動規範やその在り方等と併せ、その基盤となるコンプライアンスの重要性などに関する認識を深めている。また、これに基づいた職務行動について指導を行っている。</li> </ul>
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者による体罰等不適切な指導に対して、平成26年度より「体罰根絶全国共通ルール」を制定及び運用。その根絶に努力している。またルール周知及び取組状況の確認のため、都道府県高体連・全国高体連競技専門部を対象に毎年アンケート調査を実施。</li> <li>・33競技専門部の代表者を集めた会議（専門部長・委員長会議及び全体会議）を通じコンプライアンス全般に関する指導を実施。</li> <li>・「競技者及び指導者規程」において、高等学校における体育・スポーツ活動は学校教育の一環として行われるものでありその活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施する旨明記している。この規程を毎年度都道府県高体連に対し配付し意識向上に努めている。</li> <li>・不定期ではあるが、都道府県高体連やブロックの高体連を対象として、他の事項と併せコンプライアンスに関する講演等を実施している。</li> <li>・上記取組の継続実施に加え、不適切な指導等の根絶に向け、新たな事業展開を検討中。</li> </ul>
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前述原則3（2）④のとおり、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</li> <li>・監事名簿・所属については本連盟WEBページで公開している。 <a href="https://www.zen-koutairen.com/officers/">https://www.zen-koutairen.com/officers/</a></li> <li>・公認会計士による外部監査を受けているほか、数年に一度の頻度で内閣府による立ち入り検査を受けている。</li> </ul>
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理している。</li> <li>・前述原則6（2）の体制により、手続や科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。</li> </ul>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>本連盟が定款で定める事業年度毎に以下情報をWEBページで開示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支予算書</li> <li>・財産目録</li> <li>・財務諸表に対する注記</li> <li>・正味財産増減計算内訳表</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・事業計画（当該年度分）・事業報告（前年度分）</li> </ul> <p><a href="https://www.zen-koutairen.com/reports/">https://www.zen-koutairen.com/reports/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員名簿（所属も公開）</li> </ul> <p><a href="https://www.zen-koutairen.com/officers/">https://www.zen-koutairen.com/officers/</a></p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>本連盟として選手選考は行っていない。</p> <p>参加資格等は以下要項に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」</li> <li>・競技ごとの「実施要綱」</li> </ul> <p>当該情報はWEBページ等で公開、また、「実施要項」は印刷した冊子を会員である都道府県高等学校体育連盟等に配布している。</p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<p>令和8年3月26日、ガバナンスコードの遵守状況を本連盟WEBページで公開。</p> <p>年度毎に見直しを行う。また、各種会議等で情報を提供する。</p>